

## お知らせ

～令和4年度より、助成金の申請手続きが変わります～

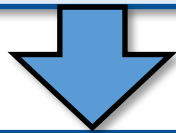
事業者の皆さまの負担軽減、および適正な施設運営のために、  
運営費等の申請手続きが以下の通り新しくなりました

令和4年度に係る申請より以下のように変わります！

1. 「継続申請」「事業変更申請」「2月・3月分の実績報告」の各申請を一部変更・統合します。
2. 「年度完了報告」の申請期限を6月10日に変更します（令和3年度分より）。

### 従来の流れ

- ・ 3月に継続申請を行い、4月以降順次助成決定していました
- ・ 事業内容に変更が生じる場合、年度途中で事業変更申請を実施しました
- ・ 2月及び3月の実績は「年度報告」にて報告していただきました
- ・ 年度完了報告の提出期限は4月10日までとじていました



### 新しい流れ

- ・ 「継続申請」の名称を「事業計画申請」とし、従来の事業変更申請に係る内容を含め、**前年度中に申請**していただきます
- ・ 2月と3月の実績報告は通常通り**月次報告**で行ってください
- ・ 年度完了報告の提出期限を**6月10日**とします

裏面もご覧ください➡

# 申請スケジュール

～従来の流れ～

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
継続申請			➔									
完了報告			➔									
事業変更申請						➔	➔	➔	➔	➔		
月次報告	➔	➔			➔	➔	➔	➔	➔	➔	➔	➔
概算交付申請 (必須)		➔	➔									



新年度の準備も  
完了報告の準備  
もやらなきゃ！



事業変更申請の  
承認はいつなの？



事業変更申請が  
承認されたから  
次は月次報告再  
申請！

～新しい流れ～

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業計画申請	➔	➔	➔									
完了報告					➔							
月次報告	➔	➔	➔	➔	➔	➔	➔	➔	➔	➔	➔	➔
概算交付申請 (必須)		➔	➔									



完了報告の提出に  
ゆとりができたわ！

新年度開始と同時に  
事業変更ができた！



月次報告再申請が  
不要になった！



詳しくは「令和4年度企業主導型保育事業（運営費等）における事業計画申請について」及び「企業主導型保育事業における調査への御協力のお願い及び各種申請手続について」をご覧ください。

## 【お問い合わせ】

企業主導型保育事業本部 審査部

電話 0570-550-819

（年末年始を除く平日の9:15～17:15）

お問い合わせフォーム <https://www.kigyounaihoiku.jp/contact>